



令和7年度盛岡市職員採用試験受験案内

受付期間 令和7年11月4日（火）
～令和7年11月28日（金）
第一次試験 令和7年12月14日（日）

問い合わせ先 盛岡市総務部職員課人事係

〒020-8530 盛岡市内丸12-2

電話 019-626-7505(直通)

URL <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/1012027/juken/1054427.html>

E-mail shokuin@city.morioka.iwate.jp

＜盛岡市が求める職員像＞

少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化など、社会環境が変化する中で、地域の課題を自らの知恵と工夫で解決していく自治体への転換が求められています。

これらの課題に取り組み、市民の負託に応えるために、本市では人材育成基本方針に掲げる「挑戦する職員」「協働する職員」「信頼される職員」を求めています。

1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
土木技術職（大学卒程度・社会人経験者・高校卒程度・短大卒程度）	各数人	土木工事の設計、工事監督業務等
建築技術職（大学卒程度・社会人経験者）		建築工事の設計、建築確認申請の審査等

※採用予定人員については、事務事業の見直し等により変更することがあります。

2 受験資格

(1) 共通事項 盛岡市内に居住（通勤可能又は居住予定を含む。）している者

(2) 土木技術職

次のいずれかに該当する者（専門課程を修めたかは問いません。）

区 分	受 験 資 格
大学卒程度	次のいずれかに該当する者。 ①平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。 <u>（学歴は問いません。）</u> ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学（短期大学を除く）を卒業した者。 （令和8年3月までに卒業見込みの者を含む。）
社会人経験者※	昭和51年4月2日以降に生まれ、民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年11月3日まで）中に通算5年以上ある者。
高校卒程度	平成10年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ① 短大卒以上の学歴を有する者（令和8年3月までに卒業見込みの者を含む。）。 ② ①と同等の資格を有する者（大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者、専門学校卒又は令和8年3月までに卒業見込みの者等）。
短大卒程度	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、大学卒又は令和8年3月までに大学卒業見込みの者を除く。

(3) 建築技術職

次のいずれかに該当する者（専門課程を修めたかは問いません。）

区 分	受 験 資 格
大学卒程度	次のいずれかに該当する者。 ①平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。 （ <u>学歴は問いません。</u> ） ②平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学（短期大学を除く）を卒業した者。 （令和8年3月までに卒業見込みの者を含む。）
社会人 経験者※	昭和51年4月2日以降に生まれ、民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年11月3日まで）中に通算5年以上ある者。

※土木・建築技術職（社会人経験者）の要件

職務経験について

- ・「民間企業など」は、会社員、自営業者、公務員、団体職員、NPOの職員として勤務したことをいいます。（正職員・派遣社員・パートなどの雇用形態は問いません。）
- ・青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る。）がある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。
- ・職務経験として該当するのは、試験区分ごとに下表の職務経験に係る職歴とします。

試験区分	職務経験
土木技術職（社会人経験者）	①土木工事の設計又は施工管理 ②都市計画事業等に関する土木に係る計画業務
建築技術職（社会人経験者）	①建築工事の設計又は施工管理 ②都市計画事業等に関する建築に係る計画業務 ③建築物の確認又は検査

経験年数について

- ・複数箇所での勤務がある場合、平成30年4月1日から令和7年11月3日までの期間中週30時間以上の勤務をそれぞれの勤務先で1年以上継続していることを要します。なお、同一期間に複数箇所勤務した場合は、いずれか一方の職歴のみ通算できます。
- ・病気休職等職務に従事していない期間（1カ月以上の休業期間が該当。）は、職務経験に含みません。

在職期間証明書の提出

最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、在職期間証明書を提出していただきます。必要な職務経験が確認できない場合は合格を取り消すことがあります。

※ 前記に該当していても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 盛岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び受験申込

受付期間	令和7年11月4日（火）午前8時30分 ～ 11月28日（金）午後5時30分
申込方法 (Web)	市ホームページの専用応募フォーム（電子申請）により申し込んでください。 注1：電子申請後の訂正は出来ないため、申請内容に誤りがあった場合は、再度申請してください。二重申請があった場合、申請日時が最新のものを受け付けます。 注2：インターネットによる申込みができない方は、申込期限の1週間前までに職員課人事係に連絡してください。 注3：2つ以上の職種（区分）の申込みはできません。
受験票等の印刷	受験票作成通知メールを12月5日（金）までに専用応募フォームに登録したメールアドレス宛に送信しますので、受験票及び申込書を各自印刷し、写真を貼付してください。 ※12月5日（金）までにメールが届かない場合は、12月8日（月）午前10時までに職員課人事係に連絡してください。連絡いただけない場合は、受験できなくなる可能性があります。（迷惑メールBOXに振り分けられている場合がありますので、ご注意ください。）

4 試験の日時、会場、合格発表

	日 時 ・ 会 場	合 格 発 表
第一次試験	・ 令和7年12月14日（日） 受付 午前9時～午前9時30分 ・ 会場 盛岡市役所 ※受付時間及び会場は予定です。受験票作成通知メール送信時に案内します。	・ 第一次試験 令和7年12月24日（水） 午後3時頃
第二次試験	・ 令和8年1月19日（月）～1月20日（火） ・ 会場 盛岡市役所 ※試験日及び会場は予定です。第一次試験合格通知の際に指定します。	・ 第二次試験 令和8年1月下旬（予定） 盛岡市庁舎前掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示します。 また、合格者には登録したメールアドレス宛にも通知します。

5 試験の方法等

(1) 第一次試験

職 種 区 分	試 験 方 法 等
土木・建築技術職 (大学卒程度)	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式2時間）
土木・建築技術職 (社会人経験者)	職務能力試験（択一式1時間）、 職務適応性検査（択一式20分）、論文試験（1時間30分）
土木技術職 (高校卒程度・短大卒程度)	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式1時間30分）

※ 論文試験の採点は、第二次試験において行います。

(参考) 出題分野

教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
職務適応性検査	社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する
土木専門試験 (大学卒程度)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
土木専門試験 (高校卒・短大卒程度)	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工
建築専門試験 (大学卒程度)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工

(参考) 過去の論文課題

土木・建築技術職 (社会人経験者)	勤務時間外における職場の上司、同僚、部下とのコミュニケーションは必要か不要か、自身の考え及び理由を明らかにしたうえで、あなたと逆の考えを持つ人達からの反論を想定し、そのような人達の理解を得るために、どうしたらよいか、あなたの考えを述べなさい。(令和6年度)
----------------------	--

(2) 第二次試験

人物試験(個別面接)

6 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、口頭で開示の申出をすることができます。

開示内容	得点及び順位
期 間	試験の合格発表日から1カ月間
申出方法	受験者本人が、午前8時30分から午後5時30分までの間に職員課人事係に来庁して申し出てください。ただし、土曜・日曜日、祝日、振替休日は受け付けません。また、電話、手紙等での申出はできません。
必要書類	受験票又は本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券等)

7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員等の状況により成績順に採用を決定します。

なお、この名簿は令和9年3月31日まで有効ですが、採用候補者の辞退等に備えて採用見込者数より多めに候補者が決定されますので、**名簿登載者全員が採用になるとは限りません。**

採用予定日は令和8年4月1日です。ただし、欠員の状況等によっては、採用予定日を繰り上げるなど、この日以外の日採用されることがあります。

8 給 与

(1) 初任給（令和7年4月1日現在）

土木・建築技術職（高校卒） 195,800円、（短大卒） 212,100円、（大学卒） 227,300円

初任給は、個々の職務経験年数や学歴等に応じて決定されます。通常毎年1回昇給します。

（例1）土木技術職（社会人経験者）

民間企業等職務経験6年（大学卒業後）、採用時年齢30歳：約23万円～約24万円程度

（例2）建築技術職（社会人経験者）

民間企業等職務経験12年（大学卒業後）、採用時年齢35歳：約24万円～約26万円程度

※職歴により変動有り

(2) 諸手当

盛岡市職員給与支給条例の規定に基づき、扶養、通勤、住居、期末、勤勉、寒冷地手当等がそれぞれの要件で支給されます。

※採用に伴い住居の移転等が生じる場合であっても、盛岡市から旅費等の支給はありません。

9 試験当日持参するもの及び試験会場

(1) 試験当日持参するものは、次のとおりです。

- ・申込書及び受験票（最近6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで縦4cm、横3cmの写真
を貼ったもの）
- ・筆記用具（HBの鉛筆4～5本、消しゴム）
- ・昼食

(2) 試験会場は次のとおりです。

- ・盛岡市役所（盛岡市内丸12-2）
バス：「県庁・市役所前」下車 徒歩1分

試験会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください。

10 その他

盛岡市では、盛岡市への移住・定住を考えている方、消防団、ボランティア等の地域活動に積極的に参加する方の応募についてもお待ちしています。